

## 平成 25 年度予算編成方針

米 原 市 長 泉 峰 一

### 1 社会情勢

---

東日本大震災は、全国に「安心・安全」に関する多くの課題と教訓を残した。我が国は、東日本大震災からの復旧・復興、電力供給の制約や省エネ、いじめ問題、尖閣諸島問題などの課題解決、更には当面の最大の課題であるデフレからの脱却に向けて取り組んでいるところである。

10 月の政府の月例経済報告では、「景気は、引き続き底堅さもみられるが、世界景気の減速等を背景として、このところ弱めの動きとなっている。」として、国内の景気の基調判断を3か月連続で引き下げた。これは、リーマン・ショック後の平成 20 年 10 月から5か月連続の下方修正をして以来となる。5月以来表現されていた「回復」という文言を削除し、景気は当面後退するとの認識を示した。「先行きについては、当面は弱めの動きが続くと見込まれるが、復興需要が引き続き発現するなかで、再び景気回復へ向かうことが期待される。」とする一方で、「世界景気の更なる下振れ、金融市場の変動が景気を下押しするリスクとなっている。また、収益や所得の動向、デフレの影響等にも注意が必要」としている。

### 2 国県の動向

---

政府は、全力を挙げて円高とデフレの悪循環を防ぐために、8月31日に平成 25 年度から3か年の「中期財政フレーム」を閣議決定した。また、9月7日には、赤字国債の発行を可能とするための特例公債法案が未成立のため、異例の予算執行抑制策を決めた。抑制の対象経費には、地方交付税も含まれていたが、幸い市町村分については予定通り交付されることになった。しかしながら、その抑制効果による財源も11月末には、ほぼ枯渇するおそれがあるとしている。

平成 25 年度予算の概算要求に当たっては、8月17日に「平成 25 年度予算の概算要求組替え基準」を定め、経済成長と財政健全化を車の両輪として強力に推進していくこととしている。具体には、社会保障・税一体改革関連法の成立を踏まえた同改革の着実な実施や「日本再生戦略」に基づく歳出改革の更なる取組などを掲げている。

概算要求の基本方針としては、東日本大震災からの復興対策、防災・減災対策への予算配分の重点化や、類似施策の重複排除、税制改正および規制改革などの施策により財源を捻出した上での予算の組替え、義務的経費や社会保障関係費等についても見直しを徹底することなどを定めた。そのほか予算要求基準額の設定や前年度当初予算からのマイナスシーリングなどのルールを定め、中期

財政フレームに定めた歳出の大枠 71 兆円を遵守する姿勢である。

県においては、平成 23 年 3 月に策定された「滋賀県基本構想」や「滋賀県行財政改革方針」に基づき県政経営が進められているところであるが、県の財政状況は、数次にわたる財政構造改革の実施にもかかわらず、依然として巨額の財源不足が生じている。このため、持続可能な行財政基盤づくりに向け、平成 23 年度から平成 26 年度を計画期間とした具体の改革に取り組んでいる。また、昨年において先送りとなった「滋賀県立高等学校再編計画（案）」がまとまり、県教育委員会は、年内の計画策定を目指している。そのほか県と市の間で意見が合わず棚上げされていた重症心身障害児（者）施設の 18 歳以上の入所者に係る助成制度の枠組みが再構築され、近々市町に説明するとされている。

平成 25 年度に向けては、本年 8 月に「平成 25 年度に向けた施策構築について」が示され、「住み心地日本一の滋賀」の実現を図るため、未来戦略プロジェクトを着実に推進することとし、各施策の点検と部局の「横つなぎ改革」に一層取り組むことを基本としている。予算上の取扱いとしては、8 つの重点テーマを具現化するソフト的事業および平成 24 年度に重点化特別枠で予算措置された事業に予算上の特別枠を設けることとしている。

国、県ともに、非常に厳しい財政状況での予算編成であり、本市が示す予算編成の基本方針と同様の「予算の重点配分」、「施策の徹底した見直し」、「前例踏襲主義の排除」、「経費の節減」、「選択と集中」、「組織の横断的な連携」などを踏まえた上での予算要求が予想され、厳しい予算査定が見込まれる。このことは、本市の特定財源に大きく影響を及ぼすことになり、その動向には注視する必要がある。

### **3 本市の財政状況と直面する行政課題**

本市の財政状況は、平成 23 年度普通会計決算では、歳入の根幹である個人市民税が平成 22 年度に引き続き減少したが、その減少率は鈍化した。法人市民税においては、企業収益の回復等により平成 22 年度に比べ 9.2%の増加、市税全体としては、2億円余り(対前年度比 3.4%増)増加した。

一方、歳出では、人件費、扶助費、市債の償還など義務的な経費は、歳出全体の 48.7%(対前年度比 7.0%増)を占めている。投資的経費では、国庫補助事業等の減により平成 22 年度に比べ 25.2%減少した。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 81.8%で、平成 22 年度と比べて 3.7 ポイント改善したかたちとなった。これは、市債の繰上償還による公債費の減少、工業団地造成事業特別会計への繰出金の減少など当然減の要因によるもの大きいのが、市の妥当基準とされる 75%以下には程遠い状況である。

平成 23 年度末における一般会計の市債残高は 211 億 6,400 万円で、特別会計等の全ての会計を含む市債残高は、539 億 8,900 万円、市民 1 人当たり約 132 万円となっている。

公債費の負担割合を示す実質公債費比率は、3か年平均で13.4%となり、平成22年度より1.7ポイント改善したかたちとなった。これは、平成22年度に行った米原南工業団地造成事業や米原駅東部土地区画整理事業に係る市債の償還元金を繰上償還するため、一般会計から当該特別会計に繰り出した分が減少したことによるものである。この指標が高くなることは、財政運営を圧迫するだけでなく市債発行の制限にもつながることから、特に留意する必要がある。

本市の重要施策である米原駅周辺整備は、最大の懸案事項であった米原南工業団地への進出企業を決定することができた。また、工業団地へのアクセス道路である市道入江磯梅ヶ原線の整備については、平成26年度の完成を目指して、鋭意事業を進めているところである。しかしながら、米原駅東部土地区画整理事業において、東口まちづくり事業プロポーザルでは、残念ながらビジョンに沿った提案事業者がなく決定することができなかった。本事業は、保留地の売却が今後の本市の財政運営に多大な影響を及ぼすことから、早期の提案事業者の決定が不可欠である。

また、保幼小中学校統合整備計画に基づく（仮称）おうみ認定こども園の整備を始めとする施設整備、先の集中豪雨による林道等の災害復旧、橋りょう長寿命化計画策定後における橋りょう等の修繕、公共施設の再編など直面する課題解決に向けて、その緊急性、妥当性などを見極めながら厳しい選択を迫られることになる。

一方で、時代の変化や市民のニーズを的確に捉えた新たな課題解決や市の更なる発展に向けた戦略的な取組にも対応していかなくてはならない。このような状況の中で、普通交付税の段階的減額に耐え得る持続可能な財政基盤を確立していかなくてはならない。したがって、平成25年度予算編成は、限られた財源の中で施策を着実に推進していくため、これまで以上に厳しいことが予想される。

#### **4 平成25年度施策の基本方針**

平成25年度の施策構築については、「平成25年度施策構築に当たっての骨格指針」（平成24年7月5日付け市長通知。以下、「骨格指針」という。）に示したとおり、総合計画後期基本計画に基づき、諸施策の取組成果や課題等を踏まえ、知恵と創意工夫などによって特に優先すべき施策を「選択と集中」により、スピード感を持って実施することとする。また、市が掲げる最重要課題の一つである「米原駅東口周辺まちづくり事業」を始め、諸課題の早期解決に向けて引き続き取り組むとともに、「重点取組事項」および「総合計画基本構想の実現に向けた政策の5本柱に基づく戦略的な取組」を推進することとする。

##### **【重点取組事項】**

- ① “絆で育む”子育て・子育て支援の充実
  - ・（仮称）こども条例の制定を見据え、これからの米原を担う子ども達が育ち、育てる米原

づくりを推進する。

② “絆で守る” 安心・安全に暮らせるまちづくりの推進

・ 災害に強く、市民の安全が守られる米原づくりを推進する。

③ “絆で高める” 地域力の更なる強化

・ 米原が誇る地縁（知縁）や歴史・文化を礎とし、次代に誇れる米原づくりを推進する。

## 5 予算編成の基本方針

予算編成に当たっては、財政見通しを踏まえ、中長期的な視点に立った持続可能な行財政基盤の確立を目指し、財政の健全化を推進することとする。そのためには、前例踏襲型の事業展開を行うのではなく、平成25年度の施策の基本方針に沿って、市の役割や施策の緊急度、重要度を的確に判断し、真に必要な行政サービスを見極める必要があり、より一層の「選択と集中」を徹底することにより、メリハリのある予算編成を行うこととする。また、新たな事業予算を伴わなくても、創意工夫によりきらりと光る施策の展開や市民サービスの向上への取組を推進するものとする。

平成25年度予算は、平成25年2月に市長選挙が執行されるため、「準通年型予算」として政策的経費および臨時的経費のうち一部を除いて編成するものとし、補正予算において、政策的経費を主として編成することとする。ただし、予算要求は、昨年度と同様に政策的経費、臨時的経費、経常的経費、義務的経費に分類し、年間予算を見積もることとする。

なお、一般会計については、オータムレビュー前に全ての事業についてヒアリングを行い、継続事業、投資的事業、新規政策事業等に係る経費など必要となる一般財源総額と歳入で見込まれる税等の一般財源を可能な限り把握した。本年度も「歳入に見合った歳出」という予算編成の基本原則から、収支のフレーム全体を勘案し、経常的経費および義務的経費については、部局ごとに要求基準額を設定したので、その範囲内で創意工夫により予算要求を行うものとする。

### (1) 全般的事項

ア 各部局長は、部局別重点目標に対する三役からの指示事項等を踏まえ、幅広い視点で担当する政策分野の戦略を考えた上で、既存事業を見直し、新たな課題に積極的に対応するなど部内で精査すること。

イ 重点取組事項に関するものについては、重点的に予算配分するものとする。

ウ 新たに立ち上げる事業については、目的、費用対効果、後年度負担などを十分に検討した上で、制度設計を立てるものとする。財源については、既存の事務事業の見直しを行う中で所要財源の確保を図るとともに、事業の終期を明確にすること。

エ 政策的経費および臨時的経費については、オータムレビューの指示事項を基本とするが、一定の取捨選択がなされているので留意すること。

オ 経常的経費および義務的経費については、一般財源総額が不足することから要求基準額を設定したので、その範囲内で要求すること。

なお、個々の事業を一律に削減するのではなく、市民生活に与える影響に十分配慮するとともに、社会経済情勢や市民ニーズ等を踏まえ、施策・事業の優先順位を見極めた上で、実効性の高い施策に重点的に財源配分を行うこと。

カ 市民、地域、市の役割を十分認識した上で、現場主義を徹底し施策に反映するものとし、部内はもとより部局間においても綿密な連携を図り、部局の枠にとらわれない横断的な視点も踏まえて、調整すること。

## (2) 財政の健全化の推進

本市の健全な財政基盤を確立するため、これまでも大規模な市債の繰上償還に積極的に取り組んできた。平成25年度も財政調整基金に頼らない予算編成を目指しているため、予算要求に当たっては、無駄を排除するため、過去の決算や執行状況等について徹底した分析・検証を行い、事業の評価や実績を踏まえた必要最小限の予算見積りを行い、全庁を挙げて財源不足を縮減することとする。

## (3) 行財政改革の推進

行財政改革の推進に当たっては骨格指針でも示しているところであるが、各部局においては、本年度導入した「行財政マネジメントシステム」による総合計画実施計画調書の事務事業の評価・改善・方向性を十分に踏まえ、「何をやめ、何を残し、何に新しく取り組むのか」という厳しい選択を行い、制度の根幹にまで立ち返って検証し、事務事業の整理合理化を徹底して行うこととする。また、事業仕分けの対応方針に基づく事務事業の見直しも併せて進めるものとする。

## (4) 都市経営マネジメントの推進

各施策の実施に当たっては、民間の発想の手法やアウトソーシングを取り入れるなど、工夫を凝らすとともに、実効性の高い施策を構築すること。また、あらゆる観点から協働のまちづくりを推進するとともに、地域力の向上を目指すこととする。また、予算措置に当たっては、各部局が説明責任を果たし、市政における市民との情報共有を図るものとする。

## (5) 特定財源の確保

事務事業に係る特定財源の確保については、当該事業に係る受益者負担や経費負担の在り方を検証し、一般財源投入の適正化を図るものとする。特に、国県支出金については、国・県の子算の動向に注視するとともに、その獲得に努めるものとし、補助金等の減額や制度の廃止があった場合には、漫然と市費に振り替えることなく、廃止も含めた抜本的な事業の見直しを必ず行うこと。

#### (6) その他の歳入の確保

本市歳入の根幹をなす市税収入については、財源確保の面はもちろん、税負担の公平性の観点から課税客体の的確な把握に努めるとともに、収納率の向上に向け、より一層の取組を強化することとする。

下水道使用料や保育料などの各種使用料等については、サービスとコストの負担との関係を整理し見直しを行うほか、負担の公平性の観点から未収金の回収に努める。

また、市有地全体の有効活用を検討し、保有意義の低下した市有地の売却を進め、歳入の確保に努める。さらに、広告事業の一層の拡充などあらゆる観点から創意工夫を行い、新たな財源の創出に努め、少額であっても見込めるものについては、漏れなく見積もること。

## 6 特別会計および企業会計について

---

特別会計および企業会計については、所管する事業の経営状況や諸課題を的確に捉え、適切な予算を見積もること。特に、使用料、保険料等の市民負担の適正化を基本に財源の確保を図るとともに、将来にわたる収支見通しに基づく経費の節減、合理化に努めることとする。

国民健康保険事業および介護保険事業については、保険給付の適正化に努めること。

一般会計からの繰入れについては、基準内繰出し、基準外繰出しを明確にした上で、繰出基準の範囲内とすることを基本として、財政運営の確保を図ることとする。